計算書類の内容の違法と後続期の計算書類の

承認決議の有効性

輝

はじめに

チッソ事件最高裁判決

過年度の計算書類の内容の違法が発覚した場合の会計処理 本稿の検討課題における意義

企業会計原則注解(注一二)

二四号会計基準

本稿の検討課題における意義

過年度確定必要説

過年度確定不要説 各学説の対立点

チッソ事件最高裁判決の射程

(二) (→)

計算書類の内容の違法と利益処分・剰余金の配当の効力

まとめ

六 おわりに

一はじめに

うし には、 なる。 続期」 討する意義があると考える。そこで、 上場会社において、 の訂正から適用するものとされたことを契機に、学説においてあらためて議論されるようになった。また、 という)を公表し、二〇一一年四月一日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬 必要であるか、また、過年度の計算書類を承認する決議を、 会計処理に関して、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第二四号。 た後に、 (提出]) [半期報告書、 ある過去の事業年度 た実務の状況に鑑みても、 という) この問題は、二〇〇九年一二月四日、 金融商品取引法所定の訂正手続 当該過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合、 は行うものの、 半期報告書の訂正につき、それぞれ同法二四条の二第一項、 の計算書類を確定させるためには、 会社法上の計算書類および金融商品取引法上の財務諸表の内容に違法があることが判明した場合 (以 下 いったん承認決議を得た計算書類を作成し直すことはしない例が多いとの指 「過年度」という) 過年度の計算書類を承認する決議を、 本稿では、この問題について検討する。 (有価証券届出書の訂正につき、 企業会計基準委員会が、 の計算書類を承認する定時株主総会 いかなる手続が必要になるか。 あらためて行う必要があるのか否か、という点が問題に 二四条の四の七第四項、二四条の五第五項 同法七条一項 あらためて行う必要があるの 過年度の財務諸表に誤謬があった場合における 当該事業年度より後の事業年度 〔訂正届出書の提出〕、 具体的には、 (または取締役会) 以下「二四号会計基準」 かなる会計処理 か否かについて検 の決議! 有価証券報告書 摘 が 〔訂正報告書 ある。 (以 下 実務では がなされ 「後 が

年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合、

学説

においては、

過年度の計算書類につき、

定時株主総会

(または取締役会)

の承認決議

がなされ

た後に、

過

後続期の計算書類を確定させるためには、

当該過年度の

る。 なければ、 る ょ る累積的影響額を反映して、 あるという考え方 書類を訂 (このようにして当該後続期の計算書類を確定させたとしても、 学説では、 未確定のままである)とする考え方(多数説であると思われる。 正のうえ、 後述するチッソ事件最高裁判決の位置付けや、 (以 下 これを承認する決議をあらためて行ったうえで、 「過年度確定必要説」という)と、 当該後続期の計算書類を作成すれば、 当該後続期の期首の残高に、 過年度の計算書類は、 二四号会計基準の会社法上 当該後続期の計算書類を確定させることが 以下 当該後続期の計算書類の承認決議を行う必 「過年度確定不要説」という) それについてあらためて承認決議を行 一の取扱 過年度の Ų١ 計算書 につい が対立 類 訂 理 で 解 7 正 要 が き

分かれているため、

整理したうえで検討する。

る定時 は、 理 度 7 容に違法、 承認決議を受けなければ、 を前提とする次期以降の計算書類等の記載内容も不確定なものになると解さざるをえず、 右訴えの 0 0 取消された期の 由 法令違反または著しい不公正(会社法〔以下、 総会における計算書類等の承認決議がその手続に法令違反等があるとして取消されたときは、 最三小判昭和五八年六月七日民集三七巻五号五一七頁 計 当該事業年度より後の事業年度 として、 算書 株主 利益は失われないとした。 類を承認する定時株主総会の決議 不当がない場合であっても、 総会の決議の取消判決の確定が、 ある事業年度 計算書類等の承認決議を行わなければならない」。 後続期の計算書類を確定させることができないと考えているようである。そこで、 (過年度) この結論に至る過程において、 (後続期) の計算書類を承認する定時株主総会の決議を取り消す訴えが提起された場合に 右決議は既往に遡って無効となり、 の取消判決が確定した場合には、 後続期の計算書類に与える影響について、 の計算書類を承認する定時株主総会の決議がなされているとして 本文および注において「会」と略記する場合がある〕 (チッソ株主総会決議取消請求事件最高裁判決) チッソ事件最高裁は、 右の判旨によれば、 右計算書類等は未確定となるから、 当該過年度の計算書類につき、 以下のとおり判示した。 チ 過年度の計算書類を承認 したがって、 ッソ事件最高裁 八三一条一 たとえ計算書類 は、あら 決議 項一 は、 本稿 号) 有効 の方法 それ ため 過 を 内 株 年 す

する (五)。

とされてきた、 二四号会計基準、 扱う問題を検討するうえでは、 以上のことから、 企業会計原則注解 および同基準公表前において、過年度の計算書類の内容に違法がある場合における会計処理の基準 本稿は、 以下の順序で検討を行う。まず、チッソ事件最高裁の判旨を確認する(二)。そして、 チッソ事件最高裁判決の考え方の妥当性および射程を考える必要があろう。 (注一二) の内容を確認する (三)。 そのうえで、 学説を整理し (四)、 私見を提示

一 チッソ事件最高裁判決

(一) 判旨

期 る決議 チ (一九七○年四月一日から同年九月三○日まで) の営業報告書、 ッソ事件は、 (本件決議) Y の取消を、 (チッソ株式会社。 Yの株主であるXら二七名が求めた事件である。 被告・控訴人・上告人) の第四二回定時株主総会(本件総会) 貸借対照表、 損益計算書および利益金処分案を承認 に におけ á 第四二

例五八五号二一頁) 改正前商法二四七条一 正動議を無視して本件決議を行ったことが、本件決議の取消事由 第一審 (大阪地判昭和四九年三月二八日判例時報七三六号二〇頁) も 項]) 第一 にあたるとして、Xらの請求を認容した。 審の結論を支持した。 は、 (決議の方法の法令違反または著しい不公正 株主の会場への入場を制限したこと、 控訴審 (大阪高判昭和五四年九月二七日金融 および、 丽 和四 商事判 九

各定時株主総会において、 上告審において、 Y は 第四二 いずれも決算案は承認されて確定しているから、 期の計算書類の承認議案に対する本件決議があった後、 訴えの利益を欠くと主張した。これに対 第四 期から五四 期までの

最高裁は、 以下のとおり判示して、 訴えの利益を欠くものではないと結論付けた。

失われることはないものと解するのが相当である。」 というべきであるから、 ところ、 る承認を欠くことになり、 利益金処分案を原案どおり承認する』旨の本件決議について、その手続に瑕疵があることを理由として取消を求めるものである 第四二回定時株主総会における のあることは否定しえないところである。 る要件を充たす場合には訴えの利益の存するのが通常であるけれども、 1 「株主総会決議取消の訴えのような形成の訴えは、 その勝訴の判決が確定すれば、右決議は初めに遡って無効となる結果、営業報告書等の計算書類については総会におけ その後に右議案につき再決議がされたなどの特別の事情がない限り、 また、 『昭和四五年四月一日より同年九月三〇日に至る第四二期営業報告書、 右決議に基づく利益処分もその効力を有しないことになって、 しかして、NSのYに対する本訴請求は、 法律に規定のある場合に限って許される訴えであるから、 その後の事情の変化により右利益を喪失するに至る場合 昭和四五年一一月二八日に開催されたY 右決議取消を求める訴えの利益 法律上再決議が必要となるも 貸借対照表、 法律の規定す

期の計算書類等の承認決議を行わなければならないことになるから、 る次期以降の計算書類等の記載内容も不確定なものになると解さざるをえず、したがって、Yとしては、 容に違法、 2 |株主総会における計算書類等の承認決議がその手続に法令違反等があるとして取消されたときは、 不当がない場合であっても、 右決議は既往に遡って無効となり、 ……右特別の事情があるということはできない。」 右計算書類等は未確定となるから、 あらためて取消された たとえ計算書類等の内 それを前提とす

本稿の検討課題における意義

4 0のである。 前記 のとおり、 また、 チ チ ゚ッ ッソ事件最高裁が、 ソ事件最高裁判決 の事案は、 前記二一②のとおり、 手続的瑕疵を取消事由として、 計算書類の承認決議が取り消されたときは、 株主総会決議の取消請求を求め その決

議

は

既往に遡って無効となり、

当該計算書類は未確定となるから、

それを前提とする次期以降の

計算書類の内容も不

せず、 該後続期に至るまでの、 うな考え方が成り立ちうる。 射程に含まないとすれば、 さ 13 類 0 確 承認決議が無効である結果、 では の は、 これに対して、 せるためには、 よれば、 定なもの 『承認決議は無効であると解される。 後続期の計算書類について承認決議がなされていれば、 ない。 過年度の計算書類の内容に違法がある場合における、 当該計算書類は未確定であり、 になる、 か 仮にチッソ事件最高裁判決の判旨 当該後続期に係る計算書類の承認決議だけでなく、 ï と判示した部分は、 仮にこの判旨が、 全ての計算書類について、 以下のような考え方が成り立ちうる。すなわち、 当該計算書類が未確定であったとしても、 すなわち、 計算書類の承認決議が無効である場合には、 過年度の計算書類の内容に違法がある場合には、 過年度の計算書類の内容に違法がある場合も射程に含むとすれば、 あくまで訴えの利益 後続期の計算書類も不確定となる。 あらためて承認手続を行う必要がある (前記二一②) 後続期の計算書類の確定の問題を、 の有無の判断 後続期の計算書類は が、 内容に違法がある計算書類の事業年度から、 過年度の計算書類の内容に違法がある場合を それは後続期の計算書類の確定手続には影響 0 内容に違法がある、 ための傍論である。 したがって、 チッ (過年度の計算書類が未確定のまま ソ事件最高裁判決の考え方 通説によれば、 (後述の過年度確定必要説(9) 後続期の計算書類を確 過年度の計 直接の射 したがっ 当該計算 程とする 算書 以下 . の 類 の 定 4 0

重要である。 たがって、 本稿の問題を検討するうえでは、 チッ ソ 事件最高裁 の判旨 (前記二(一②) の 射程をい かに考えるかが

でも

確定する

(後述の過年度確定不要説(10)

三 過年度の計算書類の内容の違法が発覚した場合の会計処理

○ 企業会計原則注解(注一二)

する取扱い)を定めたものと理解されると説明する。(空) その修正を行うことから生じる損失あるいは利得を、「前期損益修正項目」として、 上 ける特別損益として計上する取扱い 0 誤謬は、 四号会計基準は、 過去の期間の損益に含まれていた計算の誤りあるいは不適当な判断を当期において発見した場合において、 企業会計原則注解 その 「結論の背景」において、 (注一二)に従って処理されてきたと説明する。そして、企業会計原則注解 (過去の計算書類に遡って修正することはせず、 同基準が二〇〇九年に公表されるまでは、 あくまで当期における会計処理で対応 当期 (誤謬発見時の事業年度)に 我が国において会計

淮 との ながら、 項目」として処理することは、 扱ってきた事例の多くは、 であり、 たは減価償却の過不足修正額や、 災害による損失) . O 公表前における会計上の誤謬の取扱いについては、 っとも、企業会計原則注解(注一二) 確な定めを置いているわけではない。さらに、 本稿においてはこの点の検討は留保し、二四号会計基準の公表前における会計上の誤謬の取扱いとしては 前記の説明のように、 および前期損益修正があるとしたうえで、 減価償却の修正項目や、 会計慣行上容認されるものではない、 計算の誤りや不適当な判断の訂正に伴い生ずる損益が、 過年度における棚卸資産の訂正額、 は、 特別損益に属する項目として、 引当金の修正項目であり、 従来の会計実務においても、「前期損益修 当時の会計実務に照らして、 前期損益修正項目の例として、過年度における引当金ま との指摘もある。 および過年度償却済債権の取立額を挙げるもの 臨時損益 誤謬に伴う修正項目を なお検討の余地がある。(4) このことから、 前期損益修正項目に該当する (固定資産や有価証 正項目」として取 「前期損益 二四号会計基 券の売却益 かし

別損益処理方式」という) る利得または損失を、 述のように、 当該誤謬のある事業年度に遡って計算書類を修正するのではなく、 が認められていたとの、 誤謬を発見した事業年度の特別損益 現在の一般的理解を前提に、 (前期損益修正項目) 以降の検討を行うこととする として認識する会計処理 当該誤謬の修正を行うことから生 以下

一 二四号会計基準

基準が定める方法 計基準」(二四号会計基準) |訂正から適用される〔二四号会計基準二三項〕)。二四号会計基準の適用により、 解 企業会計基準委員会は、 (注一二)が定めるように、「前期損益修正項目」として当期の特別損益として処理する方法から、 (後述の修正再表示による方法) に変更されることになる (二四号会計基準一項、 を公表した 平成二一年 (同基準は、平成二三年四月一日以後開始する事業年度の期首以後に行われる過去の誤謬 一二月四日、 企業会計基準第二四号「会計上の変更及び誤謬の 過去の誤謬の取扱い 六五項)。 は 訂 企業会計原 正に関する会 二四号会計 則

反映する 発覚した場合における、 よびこれにあわせて過去の財務諸表 計基準四項(11)。 処理の内容を説明する。 よる累積的影響額は、 示とは、 以下では、 すなわち、 過去の財務諸表 (二四号会計基準二一項(1))。 過年度の計算書類の内容の違法が発覚した場合における、当該後続期に行うべき、 修正再表示は、 財務諸表については二年間、 表示する財務諸表 修正再表示の方法は、 同基準は、 (計算書類) 「表示期間」 この場合には、 ②表示する過去の各期間の財務諸表 における誤謬の訂正を、 (計算書類) が表示されている場合の、 (計算書類) の概念を前提とする。 計算書類については一年間である。 以下のとおりである。 修正再表示を行う旨規定する(二四号会計基準二一項)。 のうち、 財務諸表 最も古い期間の期首の資産、 「表示期間」とは、 ①表示期間より前の期間 (計算書類) (計算書類) その表示期間をいう 過年度の計算書類の内容の違法 に反映することをいう には、 当期の財務諸表 当該各期間の影響額を反 負債および純資産 に関する修正 同基準に従った会計 (二四号会計基準七 (計算書類) (二四号会 修正 再 表 一再表 示 額 お 項

となる。

対照表における、 法が後続期において発覚した場合には、これを適正に修正した場合の、 ということになる 四号会計基準に関する以上の説明を、 期首の資産、 (以下、この会計処理を、「修正再表示方式」という)。 負債、 および純資産の額に反映させることが、 会社法上の計算書類にあてはめて考えると、 当該後続期への影響額を、

当該後続期に行うべき会計処理である

過年度の計算書類の内容

この違

当該後続期の貸借

映する

(同項(2))。

(Ξ) 本稿の検討課題における意義

を適正 かなる処理が必要であるかについては、言及していないといえよう。 会計基準によると、 いずれの会計基準も、 企業会計原則注解 に修正した場合の当該後続期への影響額を、 当該影響額を、 後続期の計算書類を対象とする会計処理のみを要求しており、過年度の計算書類に対して、い (注一二) によると、 当該後続期における貸借対照表の期首残高に反映させることになる。したがって、 過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合には、 当該後続期において特別損益として計上することになる。二四

当該後続期 後続期の計算書類を確定するためには、 の計算書類への影響額の反映のみで足りるのか、 企業会計原則注解 さらに過年度の計算書類の確定が必要になるのかが問 (注一二) または二四号会計基 準が 要求する、 題

総

説

四学

説

() 過年度確定必要

当該後続期の計算書類の承認決議を行うことが必要であるという考え方がある(過年度確定必要説)。 の計算書類を確定させるためには、 過年度の計算 書類の内容に違法があることにより、 当該過年度の計算書類を訂正し、これを承認する決議をあらためて行い、 当該計算書類の承認決議が無効である場合においては、 か

二四号会計基準公表前の過年度確定必要説

2

内容に違 ならず、 地はなく、 定に関しては、 あらためて承認決議を行うという方法で、 の理由付けは、 一七年改正前商法下の学説に鑑みれば、 四号会計基準の公表前において、 後続期の計算書類についても確定していないと解する余地があるとする。)法がある場合には、 次期以降の計算は確定したその期の計算を基礎としてのみ確定されうると解するほかない」とする、 代表取締役の選任決議が取り消された場合における既往の取引行為のように表見関係が問題になる余 以下のとおりである。 当該計算書類およびそれ以降の事業年度の計算書類につき、 すなわち、 過年度確定必要説に立つ学説 過年度の計算書類の内容に違法がある場合には、 計算書類を確定することが必要であると結論付ける。 前記二一②のチッソ事件最高裁の判旨、 (以下、この学説を「過年度確定必要説①」という) したがって、 当該過年度の計算書類 必要な訂正を施したうえで、 および、「会社の計算 過年度の計算書類の 平成 の確 0)

この理由付けから、

過年度確定必要説①は、

チッソ事件最高裁判決が、

過年度の計算書類の内容に違法があること

事業年度)

図られるものと考えられる」

二四号会計基準は、

に違法があるこれらの事業年度の計算書類の確定手続が必要になると考えるべきであるとする。(※)

の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合には、

(同基準六五項) としていることから、

会社法上は、

過年度

(および当該過年度より後

の各

各開

示制

度の中で

後続期の計算書類の確定手続を行う前

「既に公表された財務諸表自体の訂正期間及び訂正方法は、

ろん、 合であって、 が発覚した場合も射程に含むと理解しているものと思われる。 ない場合を前提とする学説であると思われ 企業会計原則注解 それ 以降の事業年度において、 (注一二) にも言及しない。 特別損益処理方式または修正再表示方式による会計処理が一切行われ る。 したがって、 また、 同 説は、 過年度確定必要説①は、 過年度の計算書類の 二四号会計基準 内容に違法 は もち

3 二四号会計基準公表後の過年度確定必要説

当該計算書類が未確定となることを前提にしていると考えられる。また、(雲) 過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合も射程に含むものとする。(ダ) 算書類が手続的瑕疵により未確定となった場合に限定しているわけではない。(※) 未確定となると、 載内容も不確定なものになると解さざるをえず」としており、 右 0 判旨は、 決議は既往に遡って無効となり、 この学説を「過年度確定必要説②」という)。その理由付けは、 四号会計基準の公表後における学説であり、 計算書類の承認決議が取り消された場合は「たとえ計算書類等の内容に違法、 それを前提とする後続期の計算書類の内容も不確定となるとしており、 右計算書類等は未確定となるから、それを前提とする次期以降の計算書類等 かつ同基準に言及しつつ、 計算書類の内容に違法、不当がある場合は、 以下のとおりである。 チッソ事件最高裁は、 過年度確定必要説に立つ学説もある(タイ) したがって、 前記二一②のチッソ事件最高裁 不当がない場合であって 未確定となった過年 チッソ事件最高裁判決 過年度の計算書 もちろん、 度 Ō 0 類 (以

¹ 253

内容に違法があるこ

まり、 n の場合、 らの事業年度の計算書類を訂正し、 二四号会計基準は、 これから確定手続を行う後続期の計算書類については、 過年度の計算書類の内容に違法がある場合には適用されないと解すべきとする。 承認決議を行うと、 これらの計算書類は、 二四号会計基準を適用する必要はないとする。(3) 内容に違法のない計算書類となり、

類の内容に違法があることが発覚した場合には、当該過年度の計算書類、 ①と異なるのは、 した場合も射程に含むものとする点で、 類を訂正し、 このように、 過年度確定必要説②は、 これらの計算書類につき、 二四号会計基準との関係に言及する点である。すなわち、 過年度確定必要説①と共通する。 チッソ事件最高裁判決が、 あらためて承認決議を行うべきであり、 過年度の計算書類の内容に違法があることが 過年度確定必要説②が、 および、 過年度確定必要説②は、 当該過年度以降の事業年度 二四号会計基準にいう修正再 過年度確定必要説 過年度の計算書 及の計算 表示 発覚

過年度確定不要説

13

よるべきではないとする。 (32)

を 反映 して、 計算書類を確定させたとしても、 計算書類を確定させることができるとする考え方もある 益処理方式または修正再表示方式により、 の多数説であると思われる。 ままであるとする。 過 一年度の計算書類の内容に違法があることにより、 当該後続期の計算書類を作成すれば、 過年度確定不要説は、 以下では、 過年度の計算書類は、 過年度確定不要説の理由付けを確認する。 当該後続期の期首の残高に、 二四号会計基準の公表を契機に主張されるようになった学説であり、(%) 当該過年度の計算書類が未確定のままであっても、 当該計算書類の承認決議が無効である場合においては、 それについてあらためて承認決議を行わなければ、 (過年度確定不要説)。そして、このようにして当該後続 過年度の計算書類の訂正による累積 当該後続 未確 的 影響 特 現在 定 期 期 别 0 0 0 額 損

前

提が異なるため、

同場合は

1 チ ッ ソ事件最高裁判決の射程

が か 案に関するものであり、 **た**ある。 5 過 年度確定不要説に立つ学説にお 過 !年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合については、 かつ、 二四号会計基準が規定するような、 V ては、 チ ッソ事件最高裁判決は、 遡及処理の会計慣行が成立する以前 計算書類の承認決議に手続的 同判決 の射程外であるとするも 瑕 の が あ のである 0 た事

な が 後続期の計算書類に累積的影響額を反映させたときは、 度 0 V かあり) 事 《の計算書類が確定していることを前提に作成されたものであると評価できるとする。これに対して、 いわち、 また、 て、 類の内容の違法が後続期において発覚した場合において、 案は、 未確定であることを前提に作成されたものであると評価できるとする。 (3) |該過年度の計算書類の内容を前提として作成されたものである。 同判決の事案では、 過年度確定不要説に立ちつつ、 過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合と比べて、 後続期の計算書類は、 チッソ事件最高裁判決の射程外であるとする。(④) チッソ事件最高裁判決の射程 過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定する前の時点に 当該後続期の計算書類は、 特別損益処理方式または修正再表示方式によって、 について、 そのため、 このように、 以下のように論じるも 過年度の計算書類が 後続期の計算書類を作成する際 後続期の計算書類は、 チッソ事件最高裁 過年度の計 Ō (内容に違法 当該過 あ 当該 判決 算 年 お す

会計 基準との関係

2

高 該 後続期 その 号会計基準は、 前の事業年度における期末残高に差が生じることを許容するものである。(ヨ) における貸借対照表の期首残高に反映させる方法で会計処理すべきとする。 過年度の計算書類 の内容の違法が後続期に おい て発覚した場合においては、 したがって、 これは、 当該後続期 内容に違 累積的 影 定法があ 0) 期 額 首残

過 修正再表示方式により) 年度の 計算書類は、 訂正し、 何ら訂正することなく、 確定させることも可能であるとする。 当該後続期の計算書類の いみを、 四号会計基準に従って (すなわ

ではな 方式 認 類 が 損益処理方式または修正再表示方式が、 違法が 業会計原則 で対応が図られるものと考えられる」(同基準六五項) 後続期に に累積的影響額を反映し、 さらに、 がある過年度の計算書類を訂正し、 算書類の内容を変更するものではないからといって、 この点については、 は、 確定させようという株主総会または取締役会の意向を否定する必然性まではないとする({{) ある過年度の計算書類を訂正し、 () 当該後続期の計算書類のみを対象とするものであり、 おいて発覚した場合においては、 会計基準との関係について、 および二四号会計基準はこの問題について言及していないと解するのが妥当であろう。 しかし、二四号会計基準が、「既に公表された財務諸表自体の訂正期間及び訂正方法は、 たしかに、 過年度の計算書類が確定していないことを前提として、 企業会計原則における特別損益処理方式または二四号会計基準における修 あらためて承認決議を行う必要はないと結論付けることはできないであろう。 あらためて承認決議を行う必要があるか否かは、 当該後続期の計算書類のみを対象とするものであり、それ以前の事業年 以下のように論じる所説もある。 特別損益処理方式または修正再表示方式によって、 としているように、 会社法上も、 それ以前の事業年度の計算書類の内容を変更するも 後続期の計算書類の確定のためには、 すなわち、 後続期 の計算書類の確定 当該後続期の計算書類 過年度の計算書類の 会社法上の 当該後続期 L のために、 各開示制 たがって、 問題であり、 内容の違法 0 正 0) 内容に違 いみを承 計 内 度 再 |容に 特 表 度 の の 莂 中 企 示

とい

はずである。

か

過年度の計算書類が確定していないことを前提として、

そもそも会社法上許されないのであれば、

前記株主総会または取締役会の意向を肯定することはでき

当該後続期の計算書類のみを承認

確定させる

な

ĺ١

256

てあらためて承認決議を行う必要性の有無について検討を行う。

(Ξ) 各学説 の対立点

法があることが発覚した場合が、 ここまでのまとめとして、各学説の対立点を確認する。 同場合はチッソ事件最高裁判決の射程には含まれないとする。(45) チッソ事件最高裁判決の射程に含まれるとする。これに対して、(4) まず、 過年度承認必要説は、 過年度の計算書類の内容 過年度承認不 に 違

は、

当該 場合にも、 会社法上の問題であり、 ると考える。 書類につき承認決議を行えば、 成することが、 表示によるべきではないとする。これに対して、過年度承認不要説は、((ff) 計算書類を訂正し、 か また、 らといって、 以 上のような学説の対立構造を踏まえて、 !後続期の計算書類のみを対象とするものであり、 会計基準との関係について、 チッソ事件最高裁判決の射程が及ぶ以上、当該過年度の計算書類、 なお、 そのことは、 般に公正妥当な企業会計の慣行に従った会計処理であるとして、 これらの計算書類につき、 前記四二2のとおり、 会計基準はこの点に言及しない。 過年度承認不要説を支持する理由とはなりえないと思われ 過年度の計算書類の訂正・再決議を行わなくとも、 過年度承認必要説②は、 過年度の計算書類についてあらためて承認決議を行う必要があるか否か 以下では、 あらためて承認決議を行うべきであり、 それ以前の事業年度の計算書類の内容を変更するものでは チッソ事件最高裁判決の射程を中心に、 したがって、 過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚 特別損益処理方式および修正再表示方式 修正再表示方式により後続期の計算書類 および、 後続期の計算書類は有効に確定す このように作成した後続期の計 二四号会計基準にいう修 る 当該過年度以降の事業年 過年 一度の 計 :算書 を作 した な が、 度 類 正 は K の 再

総

説

五. 検

討

(--)チ ッ ソ 事 件 最 高 裁 判 決 0

別 外であるとする。 る以 続的 次期以降の計算書類 内容に違法があるために承認決議が無効である場合と、 過年度確定必要説②が主張するとおり かせず、 チ 前 瑕 ッ 縦が 0 ソ b 事件最 およそ計算書類の承認決議が無効である場合においては、 あった事案に関するものであり、 のであるから、 高裁判決の射程に関して、 たしかに、 0) 内容も不確定になる、 過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合については、 チッソ事件は、 (前記四一3参照)、 過年度確定不要説は、 かつ、 と判示しているように読 計算書類の承認決議に手続的瑕疵があった事案である。 二四号会計基 承認決議が取り 前記二一②のチッソ事件最高裁の判旨自体は、 チッ 準が規定するような、 当該計算書類は未確定となり、 め ソ事件最高裁判決は、 る。⁴⁹ 消されたことにより無効となった場合とを区 遡及処理の会計慣 計算書 それを前提とする 類の承認 しか 同 計算書 判決の しなが 行 決議 が 成 に手 5 射 類 立 程 0 す

期におい れる。 É い 射程外であるとするものがある この点につい る 再表示方式によって、 第 て発覚した場合とは、 四二 れに対して、 期の て、 計算書類 過年度確定不要説には、 過年度の 当該後続期の計算書類に累積的影響額を反映させたときは、 の 内容を前提として、 後続期の計算書類を作成する際 計算書類の内容の (前記四二1参照)。 チッソ事件最高裁判決の事案は、 第四三 違法が後続期にお たしかに、 期から第五 の前提が異なるため、 チ ッソ事件では、 いて発覚した場合に、 四 期までの 過年度の計算書 計算書類が作 承認決議の取 同場合は 当該後続期の計算書 特別損益処理方式または チッ :成されたことがう 類 消 の内容の 請求 ソ 事件最高 0 対象となっ 違 類 法 は 裁 が 後続 か 判 が 決

修

7

0

わ

て、

以

この点を、

過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場合について考えてみよう。

は、 に チ 摘 の計算書類 した場合に得られる数値を前提に作成されたものといえよう。 ッ :過年度の計算書類の内容を前提に作成されたものとはいえず、 おいて発覚した場合がチッソ事件最高裁判決の射程外である、と結論付けることができるか否かである。 は正当である。 それを前提とする次期以降 ソ事件最高裁判決が、 の内容の違法が後続期において発覚した場合とは、 問題は、 過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定し、 かかる前提の相違があるとして、これを理由に、 一の計算書類の内容も不確定になる、 後続期の計算書類を作成する際の前提が異なるとの したがって、 むしろ、 と判示した実質的理由に立ち返って、この点につ 当該過年度の計算書類を適正な内容に訂 チッソ事件最高裁判決 過年度の計算書類の内容の違法が後続期 当該計算書 |類が未確定となった場合に の事案が 以下では 過 指 度 正

チ ッ ソ事件最高裁判決の実質的理由

てさらに検討してみよう。

2

当該決議に基づく利益処分は無効となり、 計算書類 容自体には何ら違法がなかったとしても、 (前記二台①)。すなわち、 降 チ の計算書 利 ッ 0 益 ソ事件最高裁は、 計算書類の 一処分の効力が左右されることになる結果、 の内容に影響を与える。 |類の内容も不確定になる、 を承認決議の取消判決が確定し、 過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定し、 過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定すると、 そして、 と判示した実質的理由は、 当該過年度の計算書類について、 当該決議に基づく利益処分が無効となる結果、 (当該利益処分を有効に行うためには) 当該計算書類が未確定となった場合には、 後続期の計算書類の内容が変動しうる。 この点にあるものと思われ あらためて承認決議を行うか 当該計算書類が未確定となった場合には 法律上再決議が必要となると判示する たとえ当該過年度の計算書 すでに作成され チッ それを前提とする次期 ソ事件最高裁判 た後続い 否 かに 類 期 0) っ 0 内

この場合には

の効力が左右されることになる結果、

後続期の計算書類の内容が変動しうる

(以下これを「配当無効による影響」

لح

、 う 。

当該過年度の計算書類の内容を訂正すれば、 るとすれ 計算書類の (以下これを ば、 承認決議が無効となることで、 「内容訂正による影響」という)。 当 「該過年度の計算書類について、 また、 当該過年度における利益処分 違法発覚前にすでに作成された後続期の計算書類の内容に影響を与える あらためて承認決議を行うか否かに 過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、 (会社法においては剰余金の配当) よって、 利益処分 言該過年 も無効 無余金 ・度の に 0 な 配

ある。 後当該過 類 て累積的影響額を反映している場合には、 たは、 このうち、 過年度の計算書類の内容が訂正された場合における累積的影響額をすでに反映して作成されているため、 |年度の計算書類が実際に訂正されたとしても、 内容訂正による影響については、 問題にならないと思われる。 後続期の計算書類が、 当該後続期の計算書類の内容は、 特別損益処理方式または修正 なぜならば、 この場合には、 変動する余地がない 再表示方式によっ 後続期 の計算 から その

ためて承認決議を行わない限り解消しない。 は、 となったことによる影響額を、 内容に違法があることを理由に、 しても (剰余金の配当))配当) これに対して、 別損益処理方式または修正再表示方式による会計処理では解消できず、 は有効となり、 その後に当該過年度の計算書類につきあらためて承認決議を行えば、 が無効になる場合に生じるものである。 配当 無効による影響については、 後続期 の計算書類の内容にさらに影響を及ぼす可能性がある。 特別損益処理方式または修正再表示方式によって、 当該過年度の計算書類の承認決議が無効となる結果、 したがって、 検討の 仮に、 分余地が 過年度の計算書類の内容に違法があることを理 当該過年度における利益処分 ある。 配当無効による影響は、 当該過年 当該過年度における利益処分 後続期の計算書類に反映させたと -度の計算書類につい 当該過年度における利益 つまり、 (剰余金の配当) 配当 過年 一度の 「無効による影響 由 計 算書 に が無効 (剰余金 当該 あら 処 類 分 の

ば、 認必要説の結論に帰着しそうである。 定させるためには、 過年度の計算書類の承認決議が無効となる結果、 ッ ソ事件最高裁が判示したように、 当該過年度の計算書類について、 配当無効による影響により、 当該過年度における利益処分(剰余金の配当) あらためて承認決議を行わなければならないという、 後続期の計算書類は不確定となり、 が無効になるとすれ 過年度承

法 である場合における、 の規整の違いや、 以下では、 関係する裁判例に着目しつつ、検討することとする。 過年度の計算書類の内容に違法があることを理由に、 当該過年度における利益処分 (剰余金の配当) の効力について、 当該過年度の計算書類の承認決議が無効 平成一七年改正前商法と会社

) 計算書類の内容の違法と利益処分・剰余金の配当の効力

1 規整の変遷

れた に限 決議によって、 に定めることができた 法」という〕二一条の三一 七年改正前商法二八一 平成一七年改正前 ŋ (平成一七年改正前商法二一〇条一項二項一号)。 年度中の一定の日における株主に対して、 次の定時総会までに取得できる自己株式の種類、 商法では、 条一 (平成一七年改正前商法二九三条ノ五第一項)。 第一項参照)。このほか、営業年度を一年とする株式会社については、 項四号、 利益配当は、 二八三条一項。 定時総会において利益処分案を承認することによって行うとした ただし、 取締役会の決議により金銭の分配 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 総数および取得価額の総額を定めることが必要とさ また、 自己株式を取得するためには、 (中間配当) 一営業年度につき ができる旨を定款 〔 以 下 定時 平成 口

時総会の決議によって行うべきものとしていた。

以上

のように、

成

一七年改正前商法は、

中間配当および商法特例

法上

の特則を除けば、

利

益

配当は、

ず

ħ

定時総会における利益配当は、

定時総会において貸借対照表および

当該貸借対照表上の利益額が確定したことを前提として、 損益計算書が承認され (平成一七年改正前商法二八一条一項一号二号、二八三条一項。 当該利益額を処分するための利益処分案を、 ただし、 商法特例法一六条一 同じ定時総会

点を捉えて、「利益処分案の承認決議が適法であるためには、 で承認することによって行われるものであった。(ほ) このように、平成一七年改正前商法では、計算書類の承認と利益処分が制度的に一体となっていた。 貸借対照表および損益計算書の適法な承認決議を前

思われる。 ても、 に行われた剰余金の配当における分配可能額を算定するためには、 うにする趣旨で、 取締役会の決議によって剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款で定めることができる その都度、 よって剰余金の配当を行うことができることとなった。すなわち、株式会社が剰余金の配当をしようとするときは(sti とする」とする学説が唱えられた。 わなければならない これに対して、会社法では、株式会社は、 このように理解することができるのであれば、 このように、会社法は、 その後に行われた剰余金の配当については、 ただし、 株主総会の決議によって、 もっとも、 会四五九条一項、会四六○条一項参照)。また、取締役会設置会社は、 計算書類の承認と剰余金の配当を、 のか否かが、 このように解することができたとしても、 分配可能額規制に反しない限りにおいて、剰余金の配当をいつでも何度でも行えるよ なお問題となる。 剰余金の配当に関する事項を決定しなければならない(会四五四条一項柱書、 分配可能額規制に反しない限り、いつでも、 以下では、 分配可能額規制に反しない限り、 計算書類の内容に違法があり、 制度的に別個のものとして整理したものと理解できよう。 この点について検討する。 計算書類の内容に違法がある場合において、 当該計算書類を訂正し、 一事業年度の途中に一回に限 承認決議が無効である場合であっ 有効なものと解してよいように 何度でも株主総会の決議に あらためて承認決議を行 (会四五四条五 そし 四

2 分配可能額算定における承認決議の必要性

実際 配 る財源規制 て承認決議を行っていなくとも、 可 能額 の 配当額がこれを超えているか否かによって、 七 (平成一七年改正 年改正 0 適用については、 前商法下の裁判例 前商法においては、 当 計算書 該計算書類が仮に適正な内容に訂正されたならば有していたであろう、 人も、 類の内容に違法がある場合に 会社法下の いわゆる配当可能利益。 違法配当にあたるか否かを判断してきた。 (対) 裁判例 t 内容に違法がある計算書類を実際に訂 同法二九〇条一項、 おいて、 その後に行われた剰余金の 二九三条ノ五第三項参照) 正 あ 配当に るべ を算定 あ 5 き分 お た け

業年 当であると判断されるとする所説がある。 前段に規定する場合にあっては、 事業年度とは、 定 あ を計算」するから、 ある事業年度の計算書類が未確定であった場合には、それ以前で直近の確定した計算書類を基礎として分配 益 ĺ١ る の 算定にあたっては 学説においては、 -度より前の事業年度の計算書類のうち、 試決議は無効であるから、 うことはできず、 一剰余金の合計額を基礎とする 出発点である剰余金の額 (会二条 二四号)。 各事業年度に係る第四三五条第二項に規定する計算書類につき第四三八条第二項の承認 「最終事業年度後に行われた配当や中間配当等がその時点の分配可能額を超えていれ 計算書類の内容に違法がある場合において、その後に行われた剰余金の配当に そして、 当該計算書類に係る事業年度は、 前記裁判例と同様に、 当 第四三六条第三項の承認) (会四六一条二項一号) 「該決議をもって、 内容に違法がある計算書類が定時株主総会 (会四四六条一号イ~ この所説の理由付けは、 直近の確定した計算書類を基礎として分配可能額を計算すべきであると あるべき分配額によるべきとするものが多数である。(部) 会社法二条二四号にい は、 を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いも ホ 最終事業年度になら 最終事業年度の貸借対照表上の、 会社法施行規則一一六条一〇号、 以下のとおりである。 う さない。 い。 8 (取締役会) 承認 (中略) したがって、 に 会社計算規則一四九条)。 を受けた場合」 おいて承認された場合には その他資本剰余金とその すなわち、 この場合は、 おける分 分配可 この点に に該当す ば (第四三九条 能 配 違法 可 額 口 能 能 0) 終 で 他 算 配 額 額

す(59)

場合に、会社法二条二四号の最終事業年度の定義を文理どおり解釈してしまうと、 二四号) 中に何度でも行うことができるようにしたことに対応するためであるとされる。特に、最終事業年度の定義 長期にわたる場合、 ある計算書類が定時株主総会(取締役会)において承認された場合までも想定しているとはいえない。(図) に基づき算定すべき旨を定める意義があると解されよう。このことからすると、最終事業年度概念は、(②) 算定する場合には、 発点となる計算書類に係る事業年度を決定することとした趣旨は、 類の承認決議がなされ、 は妥当ではない。(60) この理解は、 のうち、「承認 会社法二条二四号の最終事業年度の定義を文理どおり解釈するものである。 その理由は、 何期も前の事業年度に係る貸借対照表が、 未確定である当該事業年度に係る貸借対照表ではなく、 (中略)を受けた場合」という要件は、ある事業年度の末日から、 計算書類が確定するまでの間に、その効力が生ずる剰余金の配当等についての分配 以下のとおりである。 会社法が、最終事業年度の概念を用いて分配可能額の算定 実質的に考えても妥当でない。(64) 分配可能額算定の基準になることがありうることにな 会社法においては、 確定している過年度の直近の貸借対照表 計算書類の内容の違法が隠蔽され 剰余金の配当等を、 当該事業年度に係る計算書 しかしながら、 さらに、 内容に違法が この 可能 事業年度 この 理 の を 解 出

小 括

3

るが、そうしたことを是認して立法したとは思えないし、

計算書類が仮に適正な内容に訂正されたならば有していたであろう、 能額規制違反の有無の判断 われた剰余金の配当については、 以上のことか 5 会社法では、 のためには、 分配可能額規制に反しない限り、 計算書類の内容に違法があり、 当該計算書類を実際に訂正し、 承認決議が無効である場合であっても、 有効なものと解すべきであろう。 あるべき分配可能額を算定し、配当額がこれを あらためて承認決議を行う必要はなく、 そして、 その後に行 分 可

題であるといえるからである。そして、 は 度 承認決議を行う必要はない。 期の計算書類は不確定となり、 な の計算書 のように理解できるとするならば、 なぜならば、 類の承認決議が無効であるとしても、 この場合における剰余金の配当の有効性は、 したがって、 これを確定させるためには、 分配可能額規制を適用するうえでも、 会社法では、 チ ッ ソ事件最高裁判決が判示したように、 それを理由に当該過年度における剰余金の配当を無効と解 過年度 の計算書 当該過年度の計算書類について、 分配可能額規制違反 類の内容に違法があることを理由 計算書類を実際に訂正し、 配当無効による影響により、 0) 有無によって決せられ あらためて承認 あらため する 当 る 後 7 間

えているか否かによって判断すべきである。

しまとい

を行

わなけ

ればならない、

という説明は、

会社法下では妥当しないといえよう。

すな 無効による影響についても問題にならない。 る計算書類につき、 法下では、 莂 五. 決議 当該 損益処理方式または修正再表示方式によって累積的影響額を反映している場合には問題にならな 6後続期 を行っ E 特別 そもそも計算書類の承認決議の効力と、 おける検 てい の 損 計算書類の |益処理方式または修正再表示方式に従った会計処理を行うことで後続期の計算書類を作成したうえ あらためて承認決議を行わなくとも、 なくとも、 討 の結果、 承認決議を行ったのであ 当 以下 「該後続期に係る計算書類 の結論を得た。 以上の 理 すなわち、 剰余金の配当の効力とは無関係であると思われ、 由から、 れば、 0 違法配当か否かの 承認決議 内容に違 内容訂 私見としては、 は有効であり、 法のある過年度の計算書類につ 正による影響につい 判断は可能であると解されるか 過年度承認不要説の結論を支持する。 当該後続期に係る計算書類 ては、 後続期の 内容に違法 また、 計 あ らた :算書 が 類 0 8 内

容

は確定すると解するのが妥当である。

六 お わ りに

要があるのか否か、 た場合において、 本稿では、 過年度の計算書類の 後続期の計算書類を確定させるためには、 という問題を扱った。 承認決議がなされた後に、 以下、 検討結果の概要を述べ 当該過年度の計算書類の承認決議を、 当該過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚 あらためて行う必

うえで、 年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合は、チッソ事件最高裁判決の射程に含まれないとする。 類、 不当が 処理であるとして、 含まれるとする。 過年度承認必要説は、 算書類の内容に違法があることが発覚した場合を射程に含むか否かという点をめぐって、 する次期以降の計算書類の内容も不確定なものになると判示した。この判決が、本稿の検討対象である、 べきであり、 チ を行わなくとも、 および、 ッソ事件最高裁判決は、 ない場合であっても、 修 正再表示方式により後続期の計算書類を作成することが、 二四号会計基準にいう修正再表示によるべきではないとする。((:)) 当該過年度以降の事業年度の計算書類を訂正し、これらの計算書類につき、 そのうえで、 このように作成した後続期の計算書類につき承認決議を行えば、 後続期の計算書類は有効に確定すると考える。(※) 過年度の計算書類の内容に違法があることが発覚した場合が、チッソ事件最高裁判決 当該決議は既往に遡って無効となり、 過年度の計算書類の承認決議が取り消されたときは、 過年度承認必要説は、 後続期の計算書類を確定させるためには、 当該計算書類は未確定となるから、 般に公正妥当な企業会計の慣行に従った会計 これに対して、 たとえ計算書類等の内容に違 過年度の計算書類の あらためて承認決議を行う 学説が対立する。 過年度承認不要説は、 当該過年度 それを前提 過年度 訂 すなわ 正 の計算書 (D) 射 再決 その 程 法 0) 過 ち

議

チ

ソ事件最高裁判決が、

過年度の計算書類の承認決議の取消判決が確定し、

当該計算書類が未確定となった場合

266

け

る検討結果である。

配当) に る計算書類 る場合には、 以上の理由から、 行 効力と、 よって累積的影響額を反映している場合には問題にならない。 類 L 分 の計算書類の内容に影響を与える 気につい わなくとも、 、書類の内容が変動しうるという点にある。これを、 は、 かしながら、 ついて考えてみると、 (剰余金の配当) 当該過年度の計算書類の承認決議が無効となることで、当該過年度における利益処分 も無効になるとすれば、 それを前提とする次期以降の計算書類の内容も不確定になる、 剰余金の配当の効力とは無関係であると思われ、 0 承認決議は有効であり、 内容に違法のある過年度の計算書類につき、 あらためて承認決議を行うか否かによって、 違法配当か否か 内容訂正による影響については、 後続期の計算書類が、 の効力が左右されることになる結果、 第一に、 当該過年度の計算書類について、あらためて承認決議を行うか否かによって、 0) 当該過年度の計算書類の内容を訂正すれば、 判断は可能であると解されるから、 (内容訂正による影響)。 当該後続期に係る計算書類の内容を確定することができる。 特別損益処理方式または修正再表示方式によって累積的影響額を反映し 後続期の計算書類が、特別損益処理方式または修正 過年度の計算書類の内容の違法が後続期において発覚した場 後続期の計算書類の内容が変動しうる 第二に、 内容に違法がある計算書類につき、 あらためて承認決議を行っていなくとも、 利益処分の効力が左右されることになる結果、 また、 過年度の計算書類の内容に違法があることを理 と判示した実質的 会社法下では、そもそも計算書類の 配当無効による影響についても問題にならない。 違法発覚前にすでに作成された後続期 理 一曲は、 (会社法においては剰余金 あらためて承認決議 (配当無効による影響)。 当該過年度 以上が、 当該後続期 再表示方式 承認決議 後続期 本稿 の計 利益 に 7 の 算 亩 計

1 (条二項) 以下で、 を指し、 単 iz 「計算書類の承認決議」 ただし、 会社法四三九条前段が適用される場合には、 という場合には、 原則として計算書類につい 取締役会の承認決議 ての定時株主総会の承認決議 (会四三六条三項) を指すも (会四三

- 2 融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件〕)に該当する会計基準は、会社法四三一条にいう「一般に公正妥当と認め 計基準はこれに該当する〔財務諸表等規則一条二項三項、 務諸表等の用語、 こととなる。 当することを前提として、これらの基準における「財務諸表」という文言を、原則として「計算書類」に置き換えて説明す 原則および二四号会計基準の説明にあたっては、これらが会社法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行 基準などが唯一の『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』となり、それらに従わなければならない」(弥永真生 びその委任を受けて定められた法務省令の明文や趣旨に反しない限り、会社法上も、企業会計審議会の公表した企業会計 られる企業会計の慣行」に該当すると推定されると説明される(江頭憲治郎『株式会社法〔第七版〕』〔有斐閣、二〇一七 と認められる企業会計の慣行」(会四三一条)に該当するならば、会社法上の計算書類の内容も、これらの会計基準に従う 『リーガルマインド会社法 二四号会計基準および後述の企業会計原則は、財務諸表を直接の対象とする会計基準である(例えば、 二四号会計基準四項(11)、 岡伸浩『会社法』 様式及び作成方法に関する規則〔以下「財務諸表等規則」という〕一条一項。企業会計原則および企業会 金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」(金融商品取引法一九三条) 〔第一四版〕』〔有斐閣、 〔弘文堂、二〇一七年〕五八九頁)。また、「有価証券報告書提出会社などは、 七項(1)、 二一項参照)。さらに、これらの会計基準が、会社法上の「一 二〇一五年〕四一八頁)との説明もある。そこで、本稿では、 財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則に規定する金 企業会計原則第 会社法およ
- 3 長島・大野・常松法律事務所=あずさ監査法人〔編〕 『会計不祥事対応の実務』 (商事法務、二〇一〇年) 一九~二〇頁。
- 4 (二〇〇七年) 三六頁、 木目田裕=臼杵弘宗=藤井康次郎「決算書類の重要な過誤・粉飾の疑いが生じた場合の実務的対応」商事法務一七九一号 秋坂朝則 「過年度の計算書類の誤謬と会社法会計」會計一八八巻三号(二〇一五年)二五頁
- 5 総合法律事務所ほか 小松岳志=澁谷亮=和久友子「会社法における過年度事項の修正に関する若干の整理」商事法務一八六六号(二〇〇九 正の法務 二頁、 〔第二版〕』(中央経済社、二〇一一年)一一~一八頁、葉玉匡美ほか 二三頁注 水川聡 『Q&A決算修正の実務詳解』 判批 金融・商事判例一三三三号(二〇一〇年)九~一〇頁、 (中央経済社、 二〇一一年)一五五~一五六頁 〔稿〕葉玉匡美=和久友子 弥永真生 『過年度決算
- (6) 水川(前掲注(5))三頁。

- 参照。 七頁、 通説の理解を前提として検討する。 討の余地があろう。しかし、本稿ではこの点には立ち入らず、内容に違法を含む計算書類の承認決議は無効であるという、 るとはいえない(大島一輝「判批」法学研究九一巻三号〔二〇一八年〕一〇八頁)。したがって、この問題には、 会の決議は、 七○七頁、東京地判昭和二九年一一月一日判例タイムズ四三号五八頁。これに対して、虚偽の損益計算書を承認する定時 八頁、倉沢康一郎 号(一九八四年) 「企業法の進路」(有斐閣、 注釈会社法(6) 上田明信「計算書類の確定について」産業経理二六巻七号(一九六六年)六三頁、 江頭憲治郎=弥永真生 このように、内容に違法を含む計算書類の承認決議の有効性の問題については、裁判所の立場は必ずしも確立してい 久保大作 当然無効のものということはできないと判示したものとして、大決昭和四年一二月一六日新聞三〇八二号九頁 〔増補版〕』(有斐閣、一九八〇年)四二頁、堀裕彦「計算書類の確定について」関西大学法学論集三四巻 「不正な内容を含む計算書類の承認と分配可能額算定の関係についての覚書」黒沼悦郎=藤田友敬 九七~九八頁、本間輝雄〔稿〕戸田修三ほか〔編〕『注解会社法 〔稿〕上柳克郎ほか〔編集代表〕『新版注釈会社法⑻』(有斐閣、一九八七年)八一~八二頁、片木晴彦 二〇一七年)三八九~三九〇頁。通説と整合的な裁判例として、大判昭和四年七月八日民集八巻 〔編〕 『会社法コンメンタール10』 (商事法務、二〇一一年) 三七八頁、秋坂 [下巻]』(青林書院、 服部栄三 [稿] 大森忠夫ほか (前掲注(4))] 一九八七年) さらに検 五六
- 8 規模に照らして、会社もしくは株主または会社債権者の利害に対して軽微な影響をもたらすにすぎないから、当該計算書 を指すものとして、検討を進める。 |承認決議の無効を惹起しないとした事例として、大阪地判昭和四四年三月二六日判例タイムズ二三五号二五三頁。 もっとも、 (前掲注 この点の議論には立ち入らず、 (7)) 八二頁、葉玉ほか 計算書類の内容の違法に重要性が認められない場合には、 本稿で単に計算書類の内容の違法という場合には、当該違法に重要性が認められる場合 (前掲注(5)) 六〜七頁など。計算書類の内容に違法があるが、その違法は、 当該計算書類の承認決議は有効であるとされる。 会社

類

- 9 秋坂 (前掲注 (4)) 二五頁。
- 10 (前掲注 5 九~一〇頁
- 12 11 同基準六三項参照 同基準六三項参照
- 13 木下徳明「会計基準第24号適用における留意点と前期損益修正項目 (その2)」企業会計六三巻八号 (二〇一一年) 四

- J
- 14 年 髙木弘明=新井吐夢「過年度遡及処理に関する会社計算規則の一部を改正する省令の解説」経理情報一二八一号(二〇一 四一頁は、二四号会計基準の公表前においては、 「過年度遡及処理に関する会計慣行は存在しなかった」とする
- $\widehat{16}$ 年) 一六三頁参照 規則改正)。木下徳明「会計基準第24号適用における留意点と前期損益修正項目(その1)」企業会計六三巻七号(二〇一一 (九五条の二、九五条の三)から、 二四号会計基準の公表に伴い、財務諸表等規則における、特別利益 前期損益修正益 損) が削除された (損失) (平成二二年九月三○日内閣府令第四五号による同 に属する利益 (損失) の区分を定めた規定
- 17 摘がある。 は限らないから、 例外として、会計監査を受ける会社以外の会社にあっては、 弥永(前掲注(5))三四頁。 従来の会計慣行と同様、 誤謬発見時の事業年度における特別損益として処理する方法も容認されるとの指 過年度遡及会計基準が誤謬の訂正に関する唯一の会計基準と
- 18 として認識する処理も認められる(二四号会計基準六五項)。 計基準四二参照)。すなわち、 れるから ただし、二四号会計基準は、そのすべての項目について、財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮さ (二四号会計基準三五項)、修正再表示の要否の判断に際しても、 重要でない誤謬については、 修正再表示をせず、 当該重要性が考慮されることになる(二四号会 損益計算書上、 営業損益または営業外損益
- 前掲注(4)の文献参照。

- (20) 木目田=臼杵=藤井(前掲注(4))三六頁
- (21) 倉沢(前掲注(7))八一頁。
- (22) 木目田=臼杵=藤井(前掲注(4))三六頁。
- (24) 秋坂(前掲注(4)) 二四頁。

 $\widehat{23}$

木目田=臼杵=藤井

(前掲注

- (25) 秋坂(前掲注(4))二四頁。
- (26) 秋坂 (前掲注 (4)) 二四頁
- 27) 秋坂(前掲注(4))二四頁

39 38

- $\widehat{28}$ 認決議を行う必要があると解しているものと推察される。これは、 価される場合には、当該後続期の計算書類の承認決議は無効であるとしている点からもうかがえる。 謬がある場合において、当該誤謬が後続期の計算書類に影響した結果、後続期の計算書類の重要な部分にも誤謬があると評 『該過年度より後の全ての事業年度の計算書類についても、内容に違法があると評価できる場合には訂正し、 秋坂 (前掲注(4)) 二四頁からは明確には読み取れないが、同論文は、 秋坂 (前掲注(4)) 二二頁が、 当該過年度の計算書類の訂正・承認だけでなく、 過年度の計算書類に誤 あらためて承
- (29) 秋坂 (前掲注 (4)) 二四頁。
- (3) 秋坂(前掲注(4)) 二四頁。
- (32) 秋坂(前掲注(4)) 二四頁。
- (3) この会計処理は、二四号会計基準に基づくものである。(3) 種材(正材料)(1) 三里丁
- (35) 弥永(前掲注(5))一七頁、葉玉ほか(34) 前掲注(5)の文献参照。
- () 弥永(前掲注(5))一七頁、葉玉ほか(前掲注(5))一五六頁。
- 36 去の誤謬に関する会計基準(案)」公表後であり、 前揭注 ただし、 (5)) 一九頁 前掲注(5)の文献のうち、 小松=澁谷=和久論文のみは、 かつ、 二四号会計基準公表前の時点のものである。 企業会計基準公開草案三三号 「会計上の変更及び過 小松=澁谷=和久
- 小松=澁谷=和久(前掲注(5))二一頁。
- 水川(前掲注(5))八頁、弥永(前掲注(5))一三~一五頁。水川(前掲注(5))七~八頁、弥永(前掲注(5))一三~一五頁。
- (40) 水川(前掲注(5))八~九頁、弥永(前掲注(5))一三~一五頁。
- 41 42 小松=澁谷= 小松=澁谷= 和久(前掲注 和久(前掲注 (5)) 二一頁、水川 (5)) 二一頁、 水川 (前掲注 (前掲注 <u>5</u> <u>5</u> 四頁、 九~一〇頁、 弥永 弥永 (前掲注 (前掲注(5)) 一六頁 5
- (4) 水川(前掲注(5))九頁、弥永(前掲注(5))一四~一五頁。
- 木目田=臼杵=藤井(前掲注(4))三六頁、秋坂(前掲注(4))二四頁

44

45 小松=澁谷=和久(前掲注(5))二一頁、水川 (前掲注(5))八~九頁、 弥永 (前掲注 (5)) 一三~一五頁

- 46 秋坂 (前掲注 (4)) 二四頁
- 47 小松=澁谷=和久 (前掲注 (5)) 二一頁、 水川 (前掲注 (5)) 九~一〇頁、 弥永 (前掲注 (5)) 一六頁。
- 48 和久(前掲注(5))二一頁
- 50 49 秋坂 (前掲注 (4)) 二四頁
- 水川 (前掲注 5 六頁参照
- 51 倉沢 (前掲注 7 七八頁、八二頁参照
- 53 52 倉沢 相澤哲=岩崎友彦「株式会社の計算等」商事法務一七四六号(二〇〇五年)二八頁、三五頁(相澤哲 (前掲注 (7)) 七八頁、八二頁。

社法コンメンタール11』(商事法務、二〇一〇年)一一九頁。

者による新・会社法の解説』〔商事法務、二○○六年〕一二四頁、一三一頁〕、齊藤真紀

[稿]

森本滋=弥永真生

『立案担当

- 54 成二九年四月二七日資料版商事法務四〇〇号一一九頁(オリンパス損害賠償事件)。 成一七年六月二一日高刑速 定事件)、東京地決平成一二年一二月八日金融・商事判例一一一一号四○頁(そごう損害賠償請求権査定事件)、 平成一七年改正前商法下の裁判例として、東京地決昭和五二年七月一日判例時報八五四号四三頁 (平成一七年) 一四六頁 (旧長銀粉飾決算事件控訴審)。 会社法下の裁判例として、 (興人損害賠償請求権査 東京地判平 東京高判平
- 55 剰余金の配当等が、本来の分配可能額を超えた違法配当であった可能性もある」という表現を用いている。 大野・常松法律事務所=あずさ監査法人(前掲注(3))一四二頁も、 (7) 四〇二~四〇三頁も、 弥永(前掲注(5))九○頁は、「行為時点での本来の分配可能額を超えてしまえば財源規制違反となる」とされ、 あるべき分配可能額による理解に立った場合の結論を妥当として、解釈論を展開される。 「虚偽の計算書類上の分配可能額に基づいてなされた 久保
- 葉玉ほか (前掲注(5)) 二五六頁

56

- 承認を受けたものの、 『事業年度となる。 k事業年度に係る計算書類について、 定時株主総会 江頭憲治郎 [稿] k+1事業年度以降に係る計算書類については承認を受けていないという場合には、 同 [編]『会社法コンメンタール1』(商事法務、二〇〇八年)五五頁 (承認特則規定が適用される場合には、 取締役会) k事業年度が最 による
- 58 葉玉ほか (前掲注 5 二五六頁
- 葉玉ほか (前掲注 (5)) 二五六頁

- 60 大島一輝 「計算書類の内容の違法と分配可能額」法学政治学論究一一九号(二〇一八年)三六一頁
- 61 相澤哲ほか『論点解説新・会社法』(商事法務、二〇〇六年) 五〇五頁。
- $\widehat{62}$ 会社法関係法務省令の解説』〔商事法務、二〇〇六年〕一一一頁)。 相澤哲=郡谷大輔「分配可能額〔上〕」商事法務一七六七号(二〇〇六年)三五頁 (相澤哲 [編著] 『立案担当者による新
- 大島 (前掲注 (60)) 三六一頁。

- 大島 (前掲注 (60)) 三六一頁。
- 木目田=臼杵=藤井(前掲注(4))三六頁、秋坂(前掲注(4))二四頁。
- 秋坂 (前掲注

小松=澁谷=和久(前掲注(5))二一頁、水川

67 66 65 64

68

小松=澁谷=和久(前掲注(5))二一頁、水川 (4)) 二四頁。 (前掲注 (5)) 八~九頁、弥永(前掲注 (5)) 一三~一五頁。

(前掲注(5))九~一○頁、弥永(前掲注(5))一六頁。

一輝(おおしま かずき

最終学歴 所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 なし

商法

専攻領域

主要著作 五一号 (二〇一四年) |流通市場における不実開示による発行者の民事責任| 『法律学研究』

「残余財産の分配と決算報告承認決議の無効

七日)」『法学研究』第九一巻第三号 (二〇一八年) -計算書類の内容の違法と分配可能額」『法学政治学論究』第一一 九号

(東京地判平成二七年九

(二〇一八年)

273